

1. 本規定の範囲

WEB当座貸越サービス利用規定（以下「本規定」といいます）は、株式会社北陸銀行（以下「当行」といいます）が提供する「WEB当座貸越サービス」（以下「本サービス」といいます）の利用に関して定めたものです。本サービスの提供に関しては、当行と本サービス利用者の間に以下の規定が適用されるものとします。

「WEB当座貸越サービス」は、当行との間における当座貸越取引に係る各種請求、照会等を行うサービスです。本サービスを利用して行われる当座貸越取引（以下「対象取引」といいます）の取引条件については、本規定のほか、別に締結した銀行取引約定書、当座勘定貸越約定書、その他当座貸越契約に付随する契約書等の各条項に従うものとします。なお、本規定において「請求」とは「ほくぎんビジネスポータル」によりインターネットで当座貸越に係る借入・返済の各種申込を行うことをいいます。

2. サービス利用対象者

- (1) 本サービスの利用申込者は次のすべてに該当する方とします。
 - ・当行と当座貸越をご契約いただいている方
 - ・以下のいずれかの法人向けインターネットバンキング契約をご契約いただいている方
※「ビジネスIB」、「ほっと君Web Jr.」、「ほくぎん Biz-Lite」（フリープランは除く）
- (2) 上記（1）の利用申込者から本サービスの利用申込を受けた後、当行は所定の審査を行い、申込を承諾したときに本サービスに関する利用契約（以下「本利用契約」といいます）が成立するものとし、その場合には、「ほくぎんビジネスポータル」のお知らせ機能にて通知します。審査の結果、お断りする場合もあります。
- (3) 上記（2）の通知後から本サービスの利用が可能となります。
- (4) 本サービス利用対象者が本サービスを利用する場合、事前に本サービスの利用に関する契約の締結が必要です。

3. 利用権限

- (1) 本サービスの利用にあたっては、「ビジネスIB」、「ほっと君Web Jr.」、「ほくぎん Biz-Lite」ご利用規定に定める本人確認・取引意思確認手続に準じて取り扱います。また契約者は、利用者ごとに次の通り本サービスの利用権限が与えられること、特に各種請求について、管理者ユーザはマスターユーザと同等の権限が与えられることを確認・承諾します。
 - ①マスターユーザ
 - A. 管理者ユーザ、一般ユーザへの利用権限付与
 - B. 一般ユーザの依頼にもとづく対象取引に係る各種請求の承認・承認依頼の取消
 - C. 自身が請求した取引に係る承認・取消
 - D. 銀行が作成した対象取引に係る各種請求の承認・取消
 - E. 本サービスにおける各種照会
 - ②管理者ユーザ
 - A. 一般ユーザの依頼にもとづく対象取引に係る各種請求の承認・承認依頼の取消
 - B. 自身が請求した取引に係る承認・取消
 - C. 銀行が作成した対象取引に係る各種請求の承認・取消
 - D. 本サービスにおける各種照会
 - ③一般ユーザ
 - A. マスターユーザまたは管理者ユーザへの対象取引に係る各種請求の承認依頼・承認依頼の取消
 - B. 銀行が作成した対象取引に係る各種請求の取消
 - C. 本サービスにおける各種照会
- (2) 本サービスの利用開始時点ではマスターユーザにのみ利用権限が与えられます。必要に応じて、マスターユーザがユーザ単位で上記（1）の利用権限を付与することができます。

4. サービスの利用方法

- (1) 利用開始条件
 - ①当行は、以下の条件を満たす場合のみ本サービスを提供するものとします。当行は、この条件を契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。
 - ・WEB当座貸越サービス申込書により申し込みを行い、当行が利用を承諾すること。
- (2) 本サービスの利用による請求
 - ①当座貸越契約に定める当座貸越の利用方法等には、本サービスによる請求を含むものとします。

- ②借入に関する請求は借入（継続）希望日の1か月前から希望日当日の所定時間まで行うことができます。返済に関する請求は返済希望日の1か月前から2銀行営業日前まで行うことができます。いずれも請求の承認時点を基準とします。契約者が請求を行った場合、当行は請求内容を確認のうえ、所定の審査により、貸出・返済手続を行います。審査の結果、お断りする場合もあります。
- ③借入（継続）希望日において貸越極度額を超える借入に関する請求など、請求内容に不備がある場合は、請求はなかったものとして取り扱います（貸出、返済は実施されません。）。また、返済に関する請求について、返済希望日時点で返済用口座の預金残高が返済希望額に満たない場合は、返済は実施されません。

5. 取引条件

本サービスを利用して行った請求については別に締結した当座貸越契約書に加え、以下の取引条件が適用されます。なお、本取引条件において「日本円 TIBOR」とは、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関が公表する金利指標を指します。

（1）借入に関する請求

- ①本サービスにおける借入金の資金使途は経常運転資金のみとします。設備資金、決算資金、従業員賞与資金等では利用できません。
- ②信用保証協会の保証が付された当座貸越およびコミットメントラインによる当座貸越は利用できません。
- ③返済方法は返済希望日に一括で返済する期日一括返済方法のみとします。
- ④2 銀行営業日前の所定時間までに行われた請求は借入（継続）希望日に一括して処理し、それ以降に行われた請求は借入（継続）希望日当日に内容を確認次第、順次処理します。
- ⑤利息の支払日は返済希望日により自動算出された日付とします。
- ⑥借入（継続）時の基準金利が「日本円 TIBOR」と表示されている場合、⑤で自動算出された利息の支払日の 2 銀行営業日前の基準金利を適用し、利息を支払います。
- ⑦借入（継続）金額は基準金利が短期プライムレートの場合 1 円以上、1 円単位とし、基準金利が日本円 TIBOR の場合は 100 万円以上、10 万円単位とします。

（2）返済に関する請求

- ①返済方法は返済希望日に一括で返済する期日一括返済方法のみとします。
- ②2 銀行営業日前までに行われた請求は返済希望日に一括して処理します。
- ③返済金額は基準金利が短期プライムレートの場合 1 円以上、1 円単位とし、基準金利が日本円 TIBOR の場合は 100 万円以上、10 万円単位とします。

6. 当行の免責

- （1）前記 3. に定める本人確認・取引意思確認手続を経た後に行われた一切の対象取引について、当行は契約者の正当な権限者による有効な取引とみなし、契約者は当行に対して当該対象取引に関する債務を負担するものとします。契約者の帳簿等（通信記録や電磁的記録など、媒体を問わず、一切の記録を含みます。以下同じ。）と当行の帳簿等の記録に相違がある場合（当行の帳簿等の一部が紛失、滅失、損傷、消滅した場合を含みます。）、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、契約者は当行に保存されている帳簿等の記録に従うものとします。また、「ビジネス I B」、「ほっと君 We b J r .」、「ほくぎん Biz-Lite」の利用手引に記載の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、それによって契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- （2）本サービス利用者が行った利用権限の付与等により生じた不正申込や不正使用等の事故に基づき損害が生じても、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。
- （3）本サービス利用による請求等における契約者の記録内容が正確ではなくまたはこれに誤りがあること、請求等の内容に不備があること等により契約者に生じた損害について、当行は責任を負いません。
- （4）当行が申込書をはじめとする本サービスにかかる各種書類に使用された印影を、融資取引に関する届出印と相当の注意を持って照合し、相違ないと認めて取り扱いを行った場合は、それらの書類につき偽造・変造・盗用・または不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
- （5）上記（2）から（4）までの場合のほか、当行の責によらない事由により前記 4. （2）による契約者の本サービス利用による請求等が完了しないことにより契約者に生じた損害について、当行は責任を負いません。

7. 利用手数料

本サービスの利用にあたって、料金は発生しません。ただし、別に当座貸越契約もしくはこれに付随する契約書、特約書等に定めがある場合は、当該手数料の支払いが必要となる場合があります。

8. 解約等

（1）一方の当事者の都合による解約

本利用契約は当事者の一方の都合で、通知（電子署名を付した電子データによる通知も含むものとします。以下同じ。）により解約することができます。なお、契約者からの解約通知は W E B 当座貸越サービス申込書により行うこととします。

①当行からの本項に基づく解約の効力は、契約者に通知が到着し、かつ当行所定の解約処理が完了した時点より発生するものとします。なお、当行が、契約者が当行に届け出た連絡先に宛てて解約通知を送付・発信した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。本サービスの利用にかかる未払いの手数料等（以下「未払手数料等」といいます）がある場合、契約者は当行所定の日に所定の方法により支払うものとします。また、当行は解約の効力が生じるまでの間、本サービスの一部の利用を制限することができるものとします。

②契約者からの本項に基づく解約の効力は、当行が契約者から当行所定の解約通知を受領し、かつ当行所定の解約処理が完了した時点より発生するものとします。なお、未払手数料等がある場合、契約者は所定の期日にかかわらず、解約通知後速やかに未払手数料等を支払うものとします。また、当行は解約の効力が生じるまでの間、本サービスの一部の利用を制限することができるものとします。

（２）当然解約

契約者に以下の事由が生じたときは、本利用契約は当然に解約されるものとします。この場合、未払手数料等があれば、契約者は所定の期日にかかわらず、直ちに支払うものとします。なお、解約の効力は、当該事由が生じた後、当行所定の解約処理が完了した時点より発生するものとし、解約の効力発生前に本サービスを利用して行われ、当行所定の処理が完了した取引は有効に成立するものとします。当行は、当該事由が生じた後、解約の効力が生じるまでの間、本サービスの一部の利用を制限することができるものとし、契約者は解約の効力が生じるまでの間に本サービスの利用にかかる手数料が生じた場合には、即時に支払うものとします。

①銀行取引約定書第５条第１項各号または第２項各号の事由が生じ、当行に対する債務について期限の利益を喪失した場合

②「ビジネス I B」、「ほっと君 We b J r .」、「ほくぎん Biz-Lite」または当行所定の当座貸越取引に関する契約が、事由のいかんを問わず終了した場合

（３）本利用契約終了時の未処理事項

本利用契約が終了した場合には、その時まで処理が完了していない本サービスの利用による請求等について、当行はその処理をする義務を負いません。

（４）本サービスの利用制限

契約者に以下の事由が生じたときは、当行はいつでも、契約者に通知することなく、本サービスの全部または一部の利用を制限することができるものとします。

①契約者が当行との取引約定に違反した場合等、当行が本サービスの利用制限を必要とする相当の事由が生じた場合

②契約者による本サービス申込書の記載内容が正確でなくまたはこれに誤りがあることが判明した場合、その他本サービスの利用に関し、契約者が当行に対して虚偽の資料提供または報告をしたことが判明した場合

９．サービスの休止、停止および廃止

（１）本サービスの休止

当行は事前に契約者に通知することなく、本サービスの内容を休止できるものとし、そのために契約者に生じた損害について、当行は責任を負いません。

（２）本サービスの停止および廃止

当行は、事前の通知をもって本サービスを停止または廃止することができます。なお、当行が、契約者が当行に届け出た連絡先に宛てて通知を送付・発信した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。そのために契約者に生じた損害について、当行は責任を負いません。

10．関連規定の適用・準用

（１）本規定に定めのない事項については、総合口座および流動性預金関連規定、当座勘定規定等関係する規定により取り扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

（２）前項以外において本規定に定めのない事項については、「ビジネス I B」、「ほっと君 We b J r .」、「ほくぎん Biz-Lite」の利用手引を準用します。I B サービスの利用手引と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

11．規定の改定

本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力の発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他の方法により周知します。